

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年八月八日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第五十九号

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則の一部を改正する規則

大阪府医療機関等物価高騰対策一時支援金支給規則（令和五年大阪府規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（支給の要件） 第二条（略） 一 知事が別に定める日に府の区域内において、次のイ又はロに該当する者であること。 イ 次の(1)から(6)までのいずれかの施設（以下「申請施設」という。）を開設し、又は管理している者（以下「開設者等」という。）であること。 (1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局（知事が別に定める施設を除く。） (2) 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者の指定に係る訪問看護事業所（同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所をいい、知事が別に定める施設を除く。） (3) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する助産所（知事が別に定める施設を除く。） (4) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条の二第一項の規定による届出に係る同項に規定する施術所（知事が別に定める施設を除く。） (5) 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条第二項に規定する施術所（知事が別に定める施設を除く。） (6) 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）第二条第三項に規定する歯科技工所（知事が別に定める施設を除く。） ロ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の三に規定する専ら出張のみによってその業務に従事する施術者（知事が別に定める者を除く。以下「出張施術業務者」という。）であること。	（支給の要件） 第二条（略） 一 知事が別に定める日に府の区域内において、次のイからハまでのいずれかの施設（以下「申請施設」という。）を開設し、又は管理している者（以下「開設者等」という。）であること。 イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局（知事が別に定める施設を除く。）

ハ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第二条第一項に規定する助産所（知事が別に定める施設を除く。）

二 申請施設について、国又は地方公共団体が開設する施設でないこと。

二 次のイ又はロに該当する者であること。

イ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する開設者等

(1) 申請施設について、国又は地方公共団体が開設する施設でないこと。

(2) 知事が別に定める期間中、申請施設において業務が行われていたこと。

(3) 一時支援金の支給の申請をした日以後も申請施設に係る事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること。

ロ 次の(1)及び(2)に該当する出張施業務

者

(1) 知事が別に定める期間中、業務を行っていたこと。

(2) 一時支援金の支給の申請をした日以後も事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められること。

三 (略)

(一時支援金の額)

第三条 一時支援金の額は、申請施設又は出張施業務者ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二人以上の患者を入院させるための施設を有する場合 一万五千元に病床の数を乗じて得た額

二 前号に掲げる場合以外の場合 三万円

(一時支援金の支給の申請)

第四条 一時支援金の支給を受けようとする開設者等又は出張施業務者（以下「申請者」という。）は、知事に対し、その定める期日までに、インターネットを利用することにより申請しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、知事が別に定める書類を提出することにより申請することができる。

(一時支援金の支給の決定等)
第五条 (略)

2 (略)

3 知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした申請者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に申請者が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみなすこ

五 (略)

(一時支援金の額)

第三条 一時支援金の額は、申請施設一箇所につき、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 二人以上の患者を入院させるための施設を有する施設 一万五千元に病床の数を乗じて得た額

二 前号に掲げる施設以外の施設 三万円

(一時支援金の支給の申請)

第四条 一時支援金の支給を受けようとする開設者等は、知事に対し、その定める期日までに、インターネットを利用することにより申請しなければならない。ただし、当該申請をしようとする者がインターネットを利用することが困難である場合にあっては、知事が別に定める書類を提出することにより申請することができる。

(一時支援金の支給の決定等)
第五条 (略)

2 (略)

3 知事は、申請に係る書類等に形式上の不備があると認めるときは、当該申請をした開設者等に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることがある。この場合において、当該相当の期間内に開設者等が補正を行わなかったときは、知事は、当該申請が取り下げられたものとみな

とがある。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による支給の決定をした申請者に係る情報のうち、申請施設の名称及び所在地（出張施術業務者にあつては、氏名及び住所）に関する情報を公表することがある。

（一時支援金の支給の決定の通知）

第六条 知事は、一時支援金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、一時支援金の支給の申請をした申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第七条 知事は、一時支援金の支給の決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、一時支援金の支給の決定を取り消すものとする。

一 第二条第一号又は第二号に該当していなかったことが判明したとき（第四号に掲げる場合を除く。）。

二 第二条第三号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき（一時支援金を支給した後に該当することとなった場合を除く。）又は第四条の規定による申請をしたときに第二条第三号イからハまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

三 第二条第三号ハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたとき。

四 （略）

2 知事は、申請者の責めに帰すべき事由により、知事が定める期日までに一時支援金の支給ができなかったときは、一時支援金の支給の決定を取り消すことがある。

3 （略）

（一時支援金の返還）

第八条 （略）

2 一時支援金の返還に係る費用については、申請者の負担とする。

（違約金及び延滞金）

第九条 申請者は、第七条第一項の規定による取消し（同項第一号に該当する場合を除く。）に関し、一時支援金の返還を命ぜられたときは、一時支援金の返還のほか、違約金を支払わなければならない。この場合において、府に納付しなければならない違約金の額は、一時支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該一時支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により違約金を納付しななければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた一時支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた一時支援金の額に充てられたものとする。

3 申請者は、一時支援金の返還を命ぜられ、こ

すことがある。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による支給の決定をした開設者等に係る情報のうち、申請施設の名称及び所在地に関する情報を公表することがある。

（一時支援金の支給の決定の通知）

第六条 知事は、一時支援金の支給の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を、一時支援金の支給の申請をした開設者等に通知するものとする。

（決定の取消し）

第七条 知事は、一時支援金の支給の決定を受けた開設者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、一時支援金の支給の決定を取り消すものとする。

一 第二条第一号から第四号までのいずれかに該当していなかったことが判明したとき（第四号に掲げる場合を除く。）。

二 第二条第五号イからハまでのいずれかに該当することとなったとき（一時支援金を支給した後に該当することとなった場合を除く。）又は第四条の規定による申請をしたときに第二条第五号イからハまでのいずれかに該当していたことが判明したとき。

三 第二条第五号ハに掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めたとき。

四 （略）

2 知事は、開設者等の責めに帰すべき事由により、知事が定める期日までに一時支援金の支給ができなかったときは、一時支援金の支給の決定を取り消すことがある。

3 （略）

（一時支援金の返還）

第八条 （略）

2 一時支援金の返還に係る費用については、開設者等の負担とする。

（違約金及び延滞金）

第九条 開設者等は、第七条第一項の規定による取消し（同項第一号に該当する場合を除く。）に関し、一時支援金の返還を命ぜられたときは、一時支援金の返還のほか、違約金を支払わなければならない。この場合において、府に納付しなければならない違約金の額は、一時支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該一時支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年十・九五パーセントの割合により計算した額とする。

2 前項前段の規定により違約金を納付しななければならない場合において、開設者等の納付した金額が返還を命ぜられた一時支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた一時支援金の額に充てられたものとする。

3 開設者等は、一時支援金の返還を命ぜられ、こ

4
・5
(略)

れを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した額の延滞金を府に納付しなければならぬ。

4
・5
(略)

これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した額の延滞金を府に納付しなければならぬ。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。